

事故情報の取り扱いについて

令和6年12月

産業保安・安全グループ

鉱山・火薬類監理官付

事故情報の取扱いの見直しについて

- 火薬類の事故情報の取扱いは、火薬類事故対応実施細目において、その事故内容の規模に応じてA級事故及びB級事故、C1級事故、C2級事故（異常事象）に区分され、特に、C2級事故（異常事象）については、「軽微な事象に重大事故に繋がる原因が隠れている可能性がある」として、平成29年から「C1級事故」と区別して運用を開始。
- 近年、煙火消費中の危険な事象について、C1級事故及びC2級事故（異常事象）のどちらに区分されるのか、人的・物的被害のないヒヤリハット事案については新たな区分として欲しいなど、分類の精緻化・再整理が必要との意見が寄せられていた。
- 事故の未然防止、事故防止対策の適切な検討・実施に際しては、事故情報のみならず、「異常事象」情報についても、どんな小さな事案であっても報告されることが望ましいことから、今回、事故の規模の分類やその報告内容について見直しを行うこととしたい。
- 新たな見直しによる運用は、R7年4月からの本格運用が図れるよう、1～3月を、関係自治体や煙火事業者等の関係者に対する周知期間とする。

＜見直しの基本的考え方＞ ※前回、火薬小委における議論より。

○ ヒヤリハットを含めた「異常事象」は、これまでどおり報告を行う

○ C1級事故とC2級（異常事象）の区分けの再整理や、新たな区分を設けるなど、その取扱いを精緻化する

※ 火薬小委員会における事故件数の報告など、C2級（異常事象）をA級からC1級事故と合算しないなど、その取扱いを区別する。このため、C1級事故とC2級（異常事象）のいずれに該当するのかの基準を明確化するとともに、あらたな区分けについても検討する。

「事故の規模の分類」の見直し（案）

	火災類事故対応実施細目（現行）	（見直し案）
A級事故	① 死者5名以上の人的被害 ② 死者及び重傷者が合計して10名以上であって、①以外の人的被害 ③ 死者、重傷者及び軽傷者が合計して30名以上であって、①及び②以外の人的被害 ④ 爆発・火災等により大規模な建物又は構造物の破壊、倒壊、滅失等の甚大な物的被害（直接に生ずる物的被害の総額が5億円以上）が生じたもの ⑤ 大規模な火災等が進行中であって、大きな災害に発展するおそれがあるもの	
B級事故	【B1級事故】 ① 死者1名以上4名以下の人的被害 ② 重傷者2名以上9名以下であって、①以外の人的被害 ③ 負傷者6名以上29名以下であって、①及び②以外の人的被害 ④ 爆発・火災等により大規模な建物又は構造物の損傷等の多大な物的被害（直接に生ずる物的被害の総額が1億円以上、5億円未満） 【B2級事故】 喪失・盗取以外のA級、B1級又はC1級事故が発生した日から1年を経過しない間に、同一事業所において発生した喪失・盗取以外のC1級事故をB2級事故とする。 なお、B2級事故が発生した日から更に1年を経過しない間に、再び同一の事業所において発生した喪失・盗取以外のC1級事故もB2級事故とみなし、以降も同様とする。	
C級事故	【C1級事故】 ① 負傷者1名以上5名以下かつ重傷者1名以下のもの ② 爆発・火災等により建物又は構造物の損傷等の物的被害（直接に生ずる物的被害の総額が 1億円未満 ）が生じたもの ③ 人的・物的被害は発生していないものの、特に危険な事象が生じた場合 【C2級事故（異常事象）】 A級事故、B1級事故、B2級事故及びC1級事故のいずれにも該当しないもの	【C1級事故】 ① 負傷者1名以上5名以下かつ重傷者1名以下の 人的被害 ② 人的被害が発生していないものの、爆発・火災等により建物又は構造物の損傷等の物的被害（直接に生ずる 物的被害の総額が1億円未満、1,000万円以上 ） 【C2級事故】 人的被害が発生していないものの、なんらかの物的被害が発生している場合で、その被害総額が1,000万円未満のもの。 【異常事象】 A級事故、B1級事故、B2級事故、C1級事故及びC2級事故のいずれにも該当しないものの、事故・災害に繋がる可能性のあったものなど、事故・災害の発生防止の観点から、広く関係者に共有すべきヒヤリハット事象。 ※ 報告様式を簡素化（様式は別途）

C級事故の区分を見直し、新たに異常事象の項目を設ける

「事故の定義」の見直し（案）

【現行】

2-1. 事故の定義

火取法の適用を受ける火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他の取扱中に発生した以下に掲げるものをいう。なお、人的被害、物的被害の有無は問わない。

①火薬類の消費、廃棄中に発生した以下のような危険な事象

例：

- ・飛石、黒玉、部品落下、火の粉や星の地上への落下による火災
- ・筒ばね、過早発、低空開発、地上開発、異常飛翔、異常燃焼
- ・誤発射 など

②火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬その他の取扱中に発生した爆発・燃焼

例：

- ・危険工室での火薬の燃焼・爆発
- ・山火事が火薬庫に延焼し貯蔵火薬類が爆発・燃焼
- ・火薬輸送中の車が横転し積載した火薬が爆発・燃焼
- ・取扱い中のミス（落下）による爆発
- ・雷の誘導電流による爆発 など

③喪失・盗取（火薬類、譲受許可証、譲渡許可証又は運搬証明書の喪失又は盗取をいう。）

例：

- ・土砂崩れで火薬庫内の火薬が流出（喪失）。
- ・増水で消費場所の火薬が流出（喪失）。
- （火薬類の所在はわかっているが、火薬類が管理できない状態であれば喪失と見なす。） など

※喪失・盗取については本実施細目にに基づき報告するが、事故件数としてはカウントしていない。

※煙火の消費中事故における主な事象に係る事故の分類の例示については別紙1を参照のこと。

【見直し案】

2-1. 火薬類の事故及び異常事象の定義

火薬類の事故及び異常事象とは、火取法の適用を受ける火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費、廃棄、その他の各取扱いにおいて発生した「危険な事象」であって、以下、①～④に該当するものとする。

①火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、その他の取扱い中に発生した爆発・燃焼

例：

- ・危険工室における火薬類の爆発・燃焼
- ・火薬庫内に貯蔵した火薬類の爆発・燃焼
- ・輸送中の火薬類の爆発・燃焼

②火薬類の消費、廃棄中に発生した爆発・燃焼・火災等

例：

- ・発破時の飛石
- ・落雷による爆発
- ・不要火薬類の廃棄作業中の爆発・異常燃焼
- ・所有者不明の火薬類を玩弄中に生じた爆発
- ・理化学上の実験における爆発・火災
- ・煙火消費中における筒ばね、過早発、低空開発、地上開発、異常飛翔、異常燃焼、黒玉、部品落下及びこれを起因とする火災
- ※煙火消費中における危険な事象の詳細は、別紙1に規定。
- ・がん具煙火消費中の着衣着火、火災

③火薬類等の喪失・盗取（火薬類、譲受許可証、譲渡許可証又は運搬証明書の喪失又は盗取をいう。）

例：

- ・土砂崩れや増水等で火薬庫内や消費場所に保管していた火薬が流出（喪失）。
- （火薬類の所在はわかっているが、火薬類が管理できていない状態であれば喪失と見なす。）
- ・保管中や運搬時に盗取。

④その他

- ・火薬類の可能性のある物質による爆発、火災

「（別紙 1）煙火消費中における危険な事象」の再整理

○火災

（現行）

人的あり・物的あり		C 1 級以上
人的なし・物的なし	安全距離外 + 火災認定あり	C 1 級
	安全距離内 + 火災認定あり	C 2 級
	火災認定なし	事故としない

（見直し案）

人的あり			C 1 級以上
人的なし	物的あり		C 2 級以上 （被害金額に応じて）
	物的なし	安全な距離の 外 で、下草・枯 草・芝生の焼失 のみ	異常事象
		安全な距離の 内 で、下草・枯 草・芝生の焼失 のみ	火災認定あり 異常事象
			火災認定なし 事故・異常事象としない



○黒玉

（現行）

人的あり・物的あり		C 1 級以上
人的なし・物的なし	安全距離内 + 規制時間内 + 関係者が発見・回収	事故としない
その他		C 2 級

（見直し案）

人的あり			C 1 級以上
人的なし	物的あり		C 2 級以上 （被害金額に応じて）
	物的なし	規制開始から現 場片付け・清掃 が完全に終了す るまでに発見	安全な距離の 外 異常事象
			安全な距離の 内 事故・異常事象としない
		上記以降に発見	異常事象



○落下物（部品落下、残滓）

（現行）

人的あり・物的あり	C 1 級以上
人的なし・物的なし	事故としない



（見直し案）

人的あり		C 1 級以上
人的なし	物的あり	C 2 級以上 （被害金額に応じて）
	物的なし	事故・異常事象としない

○過早発・低空開発

（現行）

人的あり・物的あり	C 1 級以上
人的なし・物的なし	C 2 級



（見直し案）

人的あり		C 1 級以上
人的なし	物的あり	C 2 級以上 （被害金額に応じて）
	物的なし	異常事象

○地上開発、筒ばね、異常飛翔、異常燃焼

（現行）

人的あり・物的あり	C 1 級以上
人的なし・物的なし	C 2 級



（見直し案）

人的あり		C 1 級以上
人的なし	物的あり	C 2 級以上 （被害金額に応じて）
	物的なし	異常事象

(参考) 事故・異常事象情報の流れ

